

# 公定価格・利用者負担の 主な論点について

平成26年4月23日

## 子ども・子育て支援新制度における公定価格の概要

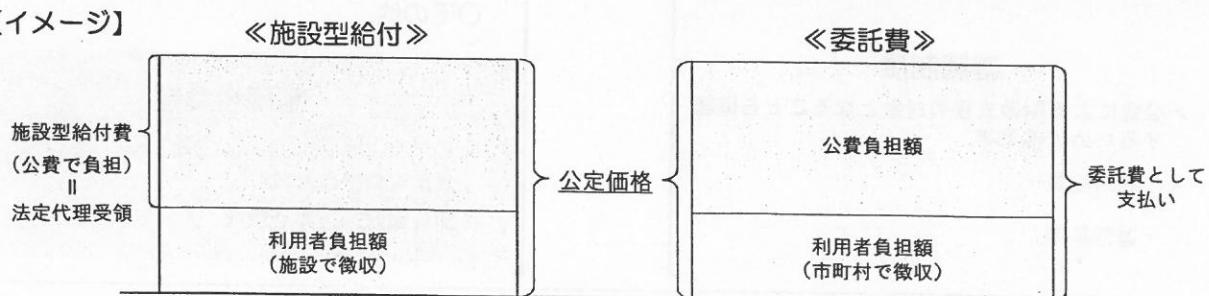
- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。
 

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。  
 （子ども子育て支援法27条、29条等）
 

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。
- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

### 【イメージ】

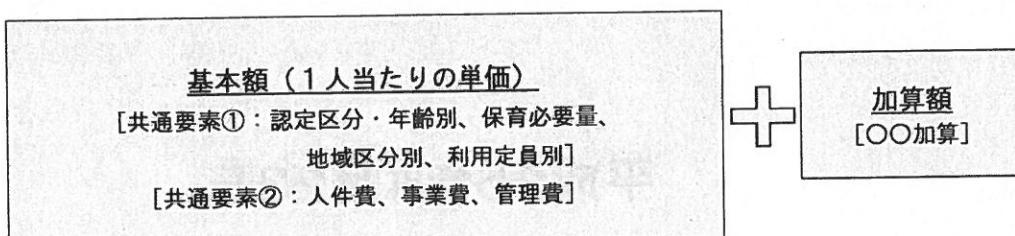


## 公定価格に関する論点について

### 1. 公定価格の基本的な構造

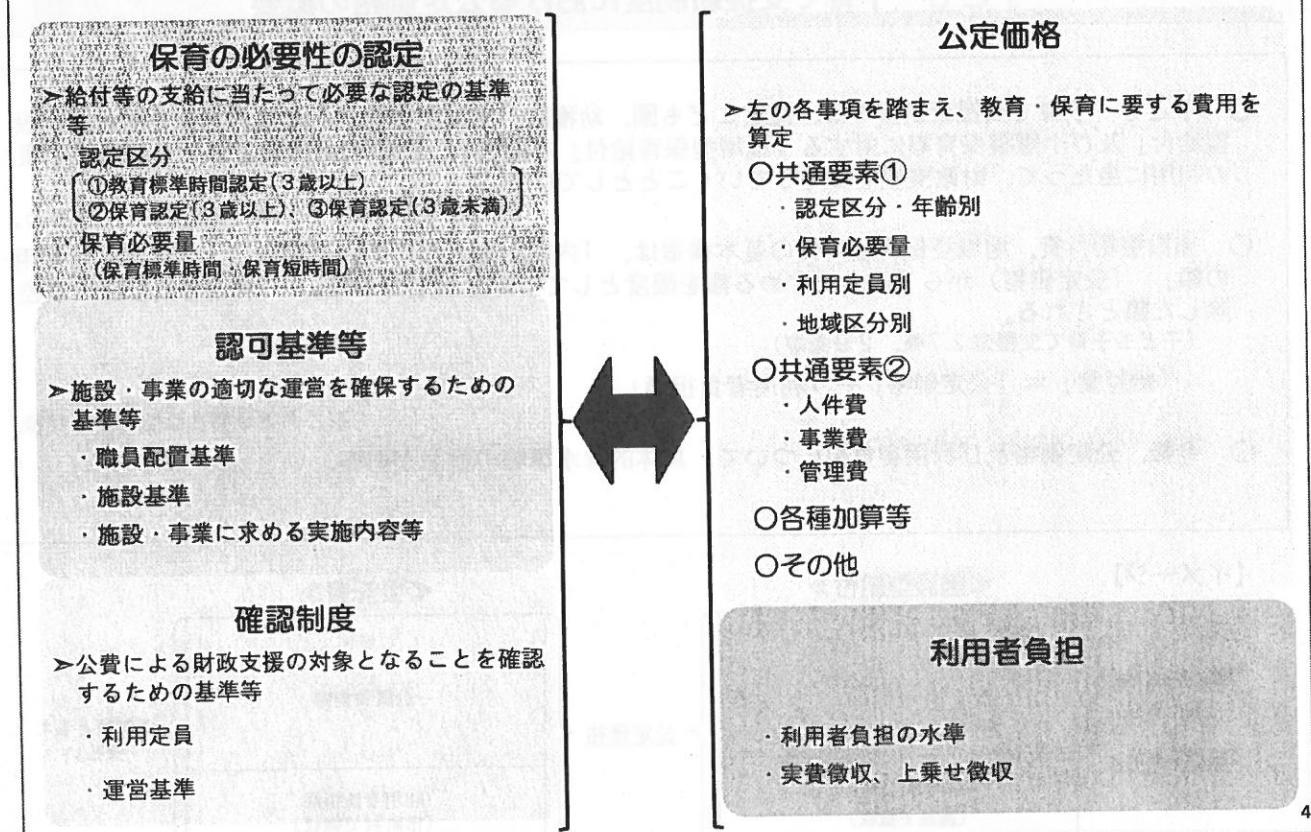
- 子ども・子育て新制度における公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前の子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となって いる。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベース に、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。
- 子ども・子育て会議（基準検討部会）における「保育の必要性の認定」、「新幼保連携型認定こども園、 地域型保育事業の認可基準」、「確認制度（定員制度、運営基準等）」等に関する一定のとりまとめ等を踏まえ、これらの基準により求められる水準に対応するものとして、公定価格の設定が必要となる。

### 《公定価格（基本額）イメージ》



3

### 【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】



4